

承認第 2 号

専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 26 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからである。



専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分
する。

令和7年3月31日

愛西市長 日 永 貴 章



愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険税条例（平成１７年愛西市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２３条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。